

3/8 (金) 大きく育ってね 岩城保育所卒園記念植樹会

岩城積善山・桜公園において、岩城保育所すみれ組の園児たちによる「卒園記念植樹会」が実施されました。園児たち5名は交代しながらスコップで土を掘り、桜の苗木を植えると、「大きく育ってね」と、苗木が大きく育つように肥料や水をあげました。最後に参加した園児たち全員で記念撮影を行いました。



3/17 (日) 第20回アクアの森植林交流会 ～きれいな水は豊かな森から～

東広島市福富町の「湖畔の里福富」において、アクアの森植林交流会が開催され、上島町から44名が参加しました。この交流は、「友愛の水」の源流域である福富町の森を育てることが、豊かな瀬戸内海につながることを、また上島町への送水に感謝の意を持ち続けることを目的に実施しています。20回目の節目となった今回は、河津桜の苗木を植樹し、新しい「上島町の森」の看板の設置や餅つきなども行い、福富町の方々と交流を深めました。



3/29 (金) すくすくと大きくなってね！ ～新生児誕生記念品贈呈式～

町内で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生まれた新生児を対象に、誕生の記念として、上島町から積み木、フォトフレーム、町商品券が贈呈されました。



愛媛県職員募集について

令和6年度愛媛県職員採用候補者試験を実施します。採用予定職種、受験資格等の詳細については、4月30日（火）から愛媛県職員採用情報サイトに掲載する各試験案内をご確認ください。

●上級試験

【受付期間】 5月2日（木）から5月27日（月）まで

●【第1次試験】

6月16日（日） 松山・東京・大阪

●民間企業等経験者試験

【受付期間】 6月3日（月）から6月24日（月）まで

●【第1次試験】 書類選考

●問い合わせ

愛媛県人事委員会事務局

☎089-912-2826

URL <https://recruit.pref.ehime.jp>

ehime.jp



自動車税（種別割）の納期限は5月31日（金）です！

納期限までに必ず納めましょう。金融機関やコンビニでの納付のほか、クレジットカードやインターネットバンキングまたはスマートフォン決済アプリからの納付も可能です。詳細は県ホームページをご確認ください。

●問い合わせ

愛媛県東予地方局今治支局税務室
☎0898-231-2500（代）

軽自動車税（種別割）の減免申請について

身体あるいは精神に障がいのある方、通学、通院、通所、生業もしくは日常生活のために使用されている軽自動車などについて軽自動車税（種別割）を免除します。

※減免基準に該当していれば申請により減免を受けることができます

※減免の対象となる自動車などは、お一人につき1台です

●申請受付期間

5月14日（火）～5月31日（金）

●減免対象

4月1日現在障害者手帳が交付されており、その等級が減免対象の範囲内である障がい者の本人名義の軽自動車など（18歳未満の身体障がい者または知的障がい者や精神障がい者と生計を一にし、障がい者を常時介護する方が所有する軽自動車なども含む）。

※詳細は役場までお尋ねください

●申請に必要なもの

【初めて申請される方（前年から継続減免対象でない方を含む）】

○身体障害者手帳または療育手帳等

○運転免許証

○車検証（原付の場合は必要ありません）

○軽自動車税（種別割）納税通知書

○印鑑

○軽自動車税（種別割）減免申請書

※用紙は役場にありま

【継続減免対象の方】

○3月中旬に届いた現況報告書を役場までご返送ください

※ご返送いただき継続を許可された方は、役場に来る必要はありません

●普通自動車などの自動車税（県税）の減免については愛媛県が行います。愛媛県今治支局税務室職員が左記のとおり出張受付を行います。

○出張受付日 5月15日（水）

○会場（受付時間）

弓削総合支所（9時30分～12時）

岩城総合支所（13時30分～16時）

●申請・問い合わせ

弓削支所 住民課 ☎771-2503

生名支所 町民生活課 ☎761-3000

岩城支所 町民生活課 ☎751-2500

魚島支所 町民生活課 ☎781-0011

下水道使用料に係る

世帯人員変更届出書について

井戸水を下水道に流されている家庭の皆さまへ

トイレやお風呂、台所などに井戸水を使用されている方で、下水道へ流している家庭の井戸水分の使用量は、住民票に登録されている世帯人員に応じて算定しています。

ただし、左記に該当する家庭については、世帯人員変更届出書を提出していただくことにより、使用人員の登録変更を行うことができます。

【対象となる世帯】 学生、単身赴任、長期入院等の諸事情により生活の拠点が住民票の住所とは別にあり、世帯

【提出書類】 ①世帯人員変更届出書 ※各支所町民生活課、公営事業課で受け取れます ②生活の拠点が別であることを確認できる書類の写し

学生の場合：学生証または在学証明書
単身赴任の場合：アパートなどの賃貸契約書
長期入院者等の場合：長期入院の場合は入院証明書

【注意事項】 届出済であっても、世帯人員変更届出書は毎年提出してください。届出がない場合は、住民基本台帳法に基づく人員により算定することとなりますので、ご注意ください。

●問い合わせ

公営事業課 上下水道係

☎771-4545